
鹿行広域事務組合火災予防条例の一部改正について

第一 改正の理由

「対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和2年総務省令第77号）が令和2年8月27日に公布されたことに伴い，鹿行広域事務組合火災予防条例の一部改正を行ったものです。

第二 改正の内容

1 本則関係

- (1) 対象火気設備等のうち，急速充電設備の全出力の上限を 200 キロワットまで拡大すること（第 11 条の 2 関係）。
- (2) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）については，消防署への設置の届出を要することとすること（第 44 条関係）。

2 付則関係

- (1) 施行期日は，令和3年4月1日とすること（付則第1項関係）。
- (2) 鹿行広域事務組合火災予防条例の一部改正の施行の際現に設置され，又は設置の工事がされている改正後の鹿行広域事務組合火災予防条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置，構造及び管理に関する基準の適用については，なお従前の例によることとすること（付則第2項関係）。

3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。